

議会改革検討調査会記録

1 日 時 平成31年1月17日（木曜日）

開 会 午前 9時58分

閉 会 午前11時35分

2 場 所 第1委員会室

3 出席委員 12人

副座長 江西 照 康

委 員 久保 大 憲

// 上野 蛭

// 押田 大 祐

// 高田 真 里

// 金井 毅 俊

// 大島 満

// 尾上 一 彦

// 村石 篤

// 佐藤 則 寿

// 高田 重 信

// 赤星 ゆかり

4 欠席委員 2人

座 長	柞 山 数 男
(代理出席	高 道 秋 彦)
委 員	竹 田 勝
(代理出席	舎 川 智 也)

5 職務のために出席した者

【議会事務局】

事務局長	島 静一
事務局次長	岡地 聡
議事調査課長	福原 武
議事調査課長代理	石黒 隆司
議事調査課議事係長	中山 崇
議事調査課主任	平野 霞

6 協議結果について

1 一般質問の年間持ち時間及び議案質疑の分離について

(提案の趣旨：一般質問の年間持ち時間については、現行の議員1人当たり120分では職責が十分果たせないため、180分への見直しが必要である。)

議案質疑の分離については、質疑と一般質問とは性質が異なる別のものであることから、一般質問とは分離して行うべきである。)

現状どおりとする。(意見の一致が見られなかったため。)

2 政策検討会議について

(提案の趣旨：市民の意見を反映させ、議員みずからがお互いに討議し合い、議会側から政策を提案していくために、設置する必要がある。)

現状どおりとする。(意見の一致が見られなかったため。)

3 議会基本条例について

制定について、賛否双方の意見に加えて、議会として一致団結しようという機運のない本市議会の現状においては、制定の可否を決定する段階にはないとの意見もあり、意見の一致は見られず、結論を見送った。

説明をお願いします。

赤星委員

地方議会における一般質問とは、議員がその地方公共団体の行財政全般にわたり、執行機関に対して疑問点をただし、所信の表明を求めるものです。

この議員の質問権は、地方公共団体の重要な意思を決定し、住民にかわって行財政の運営を監視する権能を有する議会の構成員である議員が、行財政全般について執行機関の所信や疑義をいつでもただすことができないと、その職務を十分果たすことができないために、議員固有の権能として与えられているものです。

時々刻々と動き続ける社会情勢のもと、現在のような議員1人当たり、答弁を含めて年間120分以内の会派持ち時間制という発言制限をしていては、議員一人一人の責任において、その職責が十分果たせません。よって見直しを求めるものです。

一方、質疑は、現に議題となっている事件に対する疑義の解明であって、議案質疑は市長から提案された議案について疑義をただすものですから、そもそも一般質問とは根本的に性格の異なる別のものです。これを一緒に行っていること自体が、まず間違いと言わなければなりません。

さらに、行財政全般にわたる一般質問と議

案質疑とを混在させた上、議員 1 人当たり、答弁も含めて年間 120 分以内の会派持ち時間制では、議案の審議についても十分に行えるとは言えません。

議会には議決権があります。議決権は、議会の持つ権限の中で最も本質的、基本的なものであり、議会の存在目的からも第一に上げられる権限である。市長が提案した案件に対して可否を表明することが、議会の最も重要な使命であり職責であるといえる。これは議員必携にも掲載されている見解です。

したがって、この使命と職責を果たすために、議案の審議について充実を図らなければなりません。そのためには、質疑は審議に当たって最も重要な段階であるので、あらゆる角度からの十分な質疑が尽くされるように努めるべきであり、一般質問とは分離して行うのが当然と考えます。

これらの理由から提案をさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

副座長

続いて、この協議事項につきましては、フォーラム 38 から提案されておりました。引き続き、フォーラム 38 から提案理由の説明をお願いします。

大島委員

私は 1 人会派ですので、年間 120 分の持

ち時間で、全定例会において一般質問をしようと思うと、各定例会につき30分という制限がございます。

途中で話が滑ったりもしますが、ある程度余裕を持って答弁を聞いたりする場合には、できればせめてもう15分くらいあればいいなというふうにいつも思っておりまして、1人当たり年間60分増やして、180分、3時間にならないものかというふうに思っております。

質疑との分離ですが、本来は一般質問と質疑は違うものですが、一般質問については、さきの12月定例会から事前に通告をしてすり合わせをしています。事前に通告しなければいけないというふうに変ったことで、当局側から議案の提案があつてすぐに、質疑と一般質問を切り離すことは、非常に難しくなるのではないかなと思っております。

一般質問の時間を各定例会につき、15分増やすことを選択するかわりに、とりあえず質疑と一般質問を一緒にしても構いません。各定例会につき、もう15分追加をしていただければ余裕を持って質問と答弁ができるのではないかなと思います。

各定例会につき、45分の持ち時間があつたとしても、35分で終わる場合もあれば、40分で終わる場合もあります。ぎりぎり

になるということではなく、余裕を持てるという意味で、ぜひ質問時間の延長をお願いしたいというふうに考えております。

副座長

それでは、各委員からの御意見をお伺いいたします。

お手元には、「議会運営に関する申合せ事項における一般質問及び議案質疑の変遷について」という参考資料もお配りしてあります。まずこちらにも目を通していただいた上で、お願いいたします。

それでは、御意見のある方はいらっしゃいますか。

久保委員

まずは、立場からすると反対なのですが、赤星委員が言われた、現状では職責が全うできないとか、議案の審議が十分にできないというふうには、私は全く考えておりません。そこにまず大きな隔たりがあるのだなと思いました。

以前、発言時間が制限されている、短いのではないかというような御意見がありましたので、私もちょっと気になって調べてみました。

私もどちらかということ、本会議でも委員会でも、よく質問ないし意見を言うと思いますが、私が平成29年度の1年間にしゃべった大体の文字数—これは議事録から拾っ

てきたのですが一約5万5,000字でした。赤星委員に関しては、もちろん討論なども含めてですが、本会議と常任委員会を合わせると約9万6,000字で、私の約2倍近くの発言をしていました。

よって、やはり議員として、議会の場で発言することはもう許されているというふうに私は考えております。ここに関しては、例えば発言をしたいけれども、十分にできないというようなことではないと思っております。

次に、議案の質疑についてですが、富山市議会の場合、常任委員会では時間を設定していないので、午前で終わらなければ午後というようにもできますので、十分深掘りができております。

これについては、1人会派や少数会派では無理ではないかといった御意見もあるかと思いますが、4人以上の会派を組めば、必ず全ての常任委員会に入れるわけです。

そういったことを考えると、議案の審議よりも優先するべきことがあると。会派の形にこだわって、議案の審議よりもそちらのほうが重要であるというふうに考えているのではないかと私は判断しております。

また、時間が足りないというような御意見に関しては、これも3人以上の会派を組めば、3月定例会において代表質問もできる

わけです。

ここで一定程度、当局に対して質問できる時間が与えられるにもかかわらず、3人以上の会派を組まないということは、質問することよりも重要なものが、皆さんの中にあるのではないかというふうに私は捉えております。

何より、当局に対してキーワードの説明や過去の統計、データを伺うだけなど、何が問題で、どうあるべきかということが不明瞭です。そういった質問が重なってきますと、これは市政発展に本当に寄与しているのかといった疑問を持ってしまいます。

私も本会議における皆さんの質問を聞いている中で、首をかしげたくなるのが、議員になってから何度もありました。

この答弁については、当局の皆さんが大変な労力を費やして答弁書を作成しておられます。

これ以上の質問時間の増加は、今の時点では市政発展には寄与せず、当局の答弁書作成の負担が増すだけだとすれば、まだまだ議員の質問の質を向上させて、あと一歩で当局に差し迫れるような質問がもっと増えてきた段階で、質問時間を延ばすべきだと思いますので、この意見に関しては反対です。

副座長

赤星委員については、一般質問以外の場をも利用して、しっかり発言されているという点と、会派制度を使って委員会で発言するといった委員会の充実を一今していないことを図るべきだということで、質疑と一般質問時間の両面について意見がありました。

これに対して、御意見はありませんか。

村石委員

結論から言いますと、各定例会につき1人当たり、答弁時間も含めて45分とするべきだと社民党としては考えています。

大島委員とよく似ているのですが、なぜ各定例会につき1人当たりなのかというと、今は会派持ち時間制になっていますよね。そうすると、議員によっては、年間120分を超える質問をしている方もいるわけです。そういう意味からいうと、議員1人当たりのほうが、権利として時間が公平に与えられるということから、一般質問の時間は各定例会につき1人当たりという形にするべきだと思います。

45分にする理由は、やはり30分の持ち時間で質問をするということは、時間を非常に気にしながら質問をしなければなりません。

もしくは、質問事項を考えると、30分に抑えるだけの内容になってしまうとい

うことが、現実問題としてたくさんあります。

そういう意味で、各定例会につき15分延ばして、45分で行うべきだと考えます。あとは、一般質問と質疑の分離の問題です。考え方としては、確かに一般質問と質疑を分離したほうが、市民の方にもわかりやすいということはあるのかもしれませんが。

この辺は大島委員とよく似ているのですが、各定例会につき15分延ばすことによって、議案の質疑ができる時間も含まれてくるわけですね。

とにかく、各定例会につき1人当たり45分とすることを実行した後に、分離したほうがいいのかどうかをまた考えればよいと思っています。

副座長

すみません。今の村石委員の発言は、議論が進展しなかったと思います。

赤星委員や大島委員が提案した内容とほぼ同じ意見を、今、村石委員は言われたわけです。その前の久保委員の発言は、提案に対して委員会をもっと充実させるべきだとか、会派を組んで対応できるのではないかと、また、議会では質問以外の場もあり、赤星委員はそこをしっかりと活用して主張しておられるのではないかと、もともとの提案に対しての反対意見を述べておりま

す。それに対しての御意見はありませんか。

赤星委員

あくまで一般質問での持ち時間について申し上げているのです。

討論だとか委員会だとか、全く違った質の発言を全部一緒にして、何万字発言しているからいいのではないかとおっしゃるのは、全く違うと思います。

あなたは主張できているからいいのではないかと、そういう問題ではなく、一般質問をどう捉えているのかなのです。

一般質問は一般質問です。本会議の場において、行財政全般について所信をただすというものであります。なぜそのように、意図的にほかの発言とまぜて主張なさるのか、私は理解できません。

久保委員

例えば予算案全体など、市政にかかわることに対して討論をしているわけですから、赤星委員が言われるように、これは1つの指標であって、それが全てではないとは私も思っています。

発言が各議員や大会派に偏っているわけでは決してなくて、個々がしっかりと主張できる環境は整っているというつもりで言いました。

高田 重信委員

そもそも、やはり議会運営の観点からする

と、一般質問の日数については、今まで3日間だったのを4日間にしたことで、皆さんの発言の場を一つ提供しています。

そして、皆さんの合意の上で、前回から時間についても検討しながら、1人当たり年間120分にしている中において、やはり私たちが考えるのは、会派というのがいかに重要かということです。

先ほど村石委員は個人と言われましたが、議会の運営に当たっては、やはり会派というものの考えを基本にしながら、議会運営はされるべきだと自民党では考えています。そうした中で、会派持ち時間—先ほど久保委員も言われましたが、会派を組んでいただければ、時間をしっかりと有効に活用できるわけです。

ただ1人会派であるべき意義は、私たちにはわかりません。もしそれを言われるのであれば、しっかりと会派を組んで質問していただきたいというのが1点です。

質疑の分離につきましては、一般質問と一緒にしても、私は構わないと思っていますし、次年度からは予算決算委員会もでき、1委員会を1日かけてやるということです。

まさしく質疑につきましては、しっかりと時間がとれ、いろいろな観点の中でそれぞれの委員がしっかりと発言できるということも申し添えておきたいと思います。

副座長

高田 重信委員からは、議会運営の総合的な観点と、それを踏まえた上で、会派を組めば質問時間もしっかりと確保でき、別の質問もできるという点、また質疑については、一般質問と一緒にしてもいいという点についての意見がありました。

それに対して御意見はありますか。

佐藤委員

まず、きょうのテーマは、一般質問の年間持ち時間の件と、質疑と一般質問の分離の件についてです。特に質疑と一般質問の分離については、昨年もいろいろ議論をしてきました。

質疑と一般質問の分離については、今の提案理由の説明ですと、共産党だけが今回主張されているということによろしいでしょうか。

副座長

そうです。

佐藤委員

結果的に言うと、そういう状況のようです。まず、質疑と一般質問の分離については、昨年も、私ども公明党としましても発言をしました。

かつて、富山市議会でも、質疑と一般質問を分離していた時期があることは、赤星委員も承知されていることだと思います。質疑と一般質問の分離の議論については、こ

れまでも丁寧にしっかりと、相当やってきたという自負は皆さんにもあると思うのです。

そういう中で、今、改めて質疑と一般質問の分離が、やはり市民の目から見ても議会改革上で大きな争点になるのか、あるいは本当に必要なのかという点では、また新たな議論をする必要性は私は感じていません。これについては、社民党さんも同じ意見だと思います。

一般質問の年間持ち時間については、これも昨年度から約2年間、120分でさせていただいています。

先ほど皆さんから話がありましたように、議長からの提案により、さきの12月定例会から、質問項目の重複がないように、事前の通告もしています。

議会として事前に、もっと緻密に積み上げることをみんな学んできているところなのです。

昨年、私どもも言いましたが、やはり質をどう高めていくのかということで、今年度もまたこのまま120分でやろうということを決めさせていただきました。

この1年間、そういう意味では、まだまだ反省点もありますし、さらにもっと質の高い質問を重ねていくという一今ほど高田重信委員も言われましたが、やはり議会運

営は、当然のことながら、ある程度のルールの中で、さらに精査して、なおかつ市民目線から見てもわかるような、そういった改革をしていくということです。

もちろん議会の権能などという点についても、いろいろな意見も当然あるわけです。やはり私は、まだまだ富山市議会は一市民の目から見て、議会というものが、もう少し近いと言えるような改革をまずはすべきだと思います。

そのことから考えますと、例えば本会議のインターネット中継も開始しましたが、ただ一般質問の時間を長くすることで、本当に議会が多くの方に、より一層注目されるのかということと一今、一般質問の時間の延長を市民が本当に求めているという実感がないのが事実ですので、質問の内容をもっともっと深めなくてはいけないというのが、私ども公明党の意見でございます。

尾上委員

議論を進展させる意見ではないかもしれませんが、質疑と一般質問の分離については、先ほど高田 重信委員も言われたように、来年度から1委員会を1日かけて行うという中には、最終的にはインターネット中継やケーブルテレビ中継も視野に入っていると私は思っております。

質疑は委員会の中で十分行えばいいと思い

ますので、質疑と一般質問の分離は必要ないと思っております。

また、一般質問の年間持ち時間に関して言えば、佐藤委員や久保委員も言われたとおり、もっと質を上げることが最重点課題ではないかなと思っております。

ただ、高田 重信委員が言われたように、会派というものは重要だと私も思っています。そういう観点から私も2人会派で、力を合わせながらやっているわけですが、なかなか本当の意味でいうところの会派までは到達できていないのが現状です。それはいろいろあってそういうことになっているのですが……。

今は会派持ち時間制になっておりますが、やはり議員個人というのもそれなりに必要だというふうに思いますので、会派持ち時間制は議員持ち時間制に変えればいいのではないかなと我が会派は考えております。

副座長 押田委員、何かほかの意見はありますか。

押田委員 この案件に関して、平成28年11月の補欠選挙で当選した私たちが入る前の、平成28年10月14日からの議事録などにちょっと目を通してみました。
提案者である共産党は、一般質問の年間持ち時間を90分から120分という提案

をされていて、今回さらにまた時間を延ばそうという提案です。

議事録を見ていけば、制限が全くないと、過度に質問が細かくなってしまったこともあり、時間を増やしてきたという経緯があります。

その中で、やはり意見として出ているのは、議員の質をどんどん上げて、質問のグレードを上げていけばいいのではないか、また、繰返しの質問やデスクに行けばわかるような質問をしているということです。

それで時間を延ばせというのもいかなものかなというふうに思っております。

さらには、提案者の中で、全員の方が1人当たり1時間で、市民や議員が十分に耐えられるだけの質問が続くとは思いませんといった発言をされている方がいらっしゃいました。それなのに、まだ時間を延ばそうというのは一体何なのかというふうに思います。

さらに言えば、国政の悪口を言ったりしている中で、時間が足りない、時間が足りないと言っているのは、本末転倒だという意見もありました。また、本会議で発言することだけが全てではない、実際に現場に行って、見ることも議員活動の一つではないか、単なる議員自身のアピールになるのではなかろうかということも話し合われてい

ました。

そういう結論の中で、今任期において120分になったということを御提案者の方はどうお考えになっておられるのかを問いたいと思います。

それと、我が会派の委員から、過去の本調査会の中で、質問することだけが議員の仕事ではないというふうな発言もありました。そういうことから考えてみると、やはり質問の質を上げることが一番念頭に置いて今任期はスタートしまして、この議論が本調査会で何度も何度も繰り返されると、他の重要な項目の協議になかなか時間を割けないということにもなりかねないというふうにも思っております。

副座長にお願いがあるのですが、どこかでこの議論は打ち切っていただいて、次の改革に向けて始動していただだけませんかでしょうか。

副座長

ただいま、過去に議論を尽くしてきたのではないかという意見が続きました。

それも踏まえた上で、大島委員お願いします。

大島委員

一般質問の年間持ち時間が120分になってから、私は1定例会ごとに一般質問を行うために30分でやってきて、だから時間

が足りないといった現状を訴えているということをもう一度御認識いただきたいです。また、原則、質疑と一般質問は別のものだという事を再三申し上げてまいりましたが、さきの12月定例会から事前に通告をして、すり合わせをするという制度ができたことで、時間的な余裕がないので、質疑と一般質問を一緒にして、プラス15分でどうでしょうかということをお願いしました。

高田 重信委員は会派を中心に議会運営をしているというようなことをおっしゃいましたが、我々は会派で当選したわけではなく、個人で当選して、それで、党派とか政治的な同士で組んで会派を運営しているわけです。

会派の中でも、例えば請願や意見書など全てにおいて鉄の結束を誇られる会派もありましょうし、自由にそれぞれ個人の賛成・反対を表明する会派もあります。

会派というのは、代表質問ができるわけがありますが、必ずしもそれが会派で運営していることの全てではないということで、非常に疑問を持つのです。その辺も含めて、個人としての質問時間は非常に大事なものであるということをもう一度御認識いただきたいと思います。

副座長

久保委員から手が挙がったのですが、今まで出てきた会派に対する意見について、大島委員はちょっと誤解して捉えているというか一会派を組めば解決できるのではないかと持っている意見に対して、会派に対する考え方の持論を述べられたので、それはちょっと論点がずれているのではないかと……。

ここまで言いましたが、久保委員、何か言うことはありますか。

久保委員

副座長の意思とはずれるかもしれませんが、一言、自民党としてはっきり言っておきたいことは、大島委員が言われたように、会派を名乗って当選したわけではないのですから、どの方と会派を組まれても本来ならば有権者、支持者には理解していただけるということだと思えます。

それを踏まえた上で1人であるという一代表質問を行えない会派を選択されているということをまず御理解いただきたいと思えます。その認識がなければ、この議論は全くの平行線になります。

もう1つは、この後の協議項目である議会基本条例にもかかってくるのですが、議会として質問時間が足りているのか足りていないのかという議論が全くありません。やはり個人だと一会派でもない、個人だと。

そうではなくて、議会全体として質問時間が足りているのか足りていないのかという視点を踏まえても、質問の質から考えても私は、今の時点では、十分足りていると思います。

常任委員会の質疑でも十分足りているということですので、議員個人の議論をされる方もいらっしゃると思いますが—そういう方は、議会基本条例の制定には反対されるのだろうと思いますが—やはり議会として捉える方には、議会として捉えて発言していただきたいと思います。

副座長

久保委員は個人と会派、議会全体とを総合的に考えているのかなと思います。

上野委員、御意見があれば言ってください。

上野委員

きょう初めて発言させていただきますが、先ほど尾上委員もおっしゃっていたとおり、確かに、会派を組むということに関しては、恐らくいろいろな条件がそろわないとなかなか難しいのも現状だと思います。

実際に、さきの12月定例会から、事前通告制をとりまして、できることであれば、多少、かぶったものは調整をという形でしたが、実際にふたをあけてみると、そこまで進まなかったのかなというふうに私は感じました。

そういうことであれば、やはり会派の中で合議をとるといった場合は、この一般質問とは少し質の異なることなのかなと私どもの会派は思っております。

議会全体として質問時間が足りているかどうかということもあります。確かにそうですが、議員個々の主義・主張や会派の主張には、それぞれに異なることでもありますので、やはり一定程度の時間の確保は必要ではないかなというふうに思っています。

そこで、一般質問の年間持ち時間及び議案質疑の分離についてが今回のテーマですが、質疑の分離に関しては、これまでの経緯もあるので、私どもとしても難しいのかなというような結論を一旦出させていただきました。

一般質問の年間持ち時間に関しては、年間120分でやってみましたが、確かに少数会派ですと、会派に与えられる時間が制限されます。私どもとしましては、できることであれば、大島委員の言われるとおり、定例会ごとに15分延ばしていただいて、年間180分にするという点に賛成させていただきたいと思っています。

副座長

今までの中で、会派を組まなければいけないという意見は1回も出ていないのですが。全般的には、会派を組めば解決されますよ

という提案がなされていたものだと思います。

今はこれだけ議論を重ねていっても、それぞれの言葉の、お互いにとって都合のいいところが出てきて、話がなかなか決着を見ないと思います。

概ねの意見をお聞きしたということで、この議論についてはこの辺で閉じたいと思うのですが。

赤星委員 副座長。

副座長 赤星委員、ここまでの意見を踏まえた上での意見をお待ちしていますので、よろしくをお願いします。

赤星委員 まさに今のテーマは、一般質問そのものの一議員1人当たりの質問時間をどうするのかという議論をしていただきたいのです。会派を組めば解決できるというようなお話は、ちょっと話をそらしておられると思います。

会派は、結成できるものであって、必ず結成しなさいという決まりはないはずです。政策を中心に、志を同じくする議員同士で結成するものであって、代表質問が目的で無理やりに結成するものではないはずです。例えば、自分が所属していない常任委員会

に付託される重要議案が幾つもあり、本会議で質疑をしなければ疑義をただすことができないとします。現行では、一般質問は議案質疑と一緒にしていますので、1人当たり30分しか発言できない場合、議案質疑の部分が大きく膨らんでしまいますと、今度は一般質問の部分が圧迫されて少なくなる、そういうシステムでやっているわけです。

一般質問と質疑は、そもそも性質の違うものですから、分離をして当然ではないかということを考えていただきたいということで、再度提案させていただいたものです。議決権という、とても驚くべき権限が地方議会に与えられているのです。そのことを再認識するためには、やはり市長から提案された議案について、十分に審議を充実しなければなりません。

近隣で一隣県ですが、例えば高山市議会では、議会基本条例に基づいて、議案の審議を充実させたそうです。他の議会ではそういうところもあります。そういうところを……

副座長

赤星委員、つれづれの話に変わってきていると思いますので、私の判断でちょっと打ち切らせていただきます。

今の意見もですが、基本的にはやはりそれ

それを引用した意見でも、相入れることはないと思います。

それぞれの皆さんの思いは、大変かたいかと思imasuので、この件については現状どおりという形をとらせていただきたいと思います。ですが、いかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副座長

それではそのように決定させていただきます。

次に、協議事項2番目、政策検討会議についてであります。

それでは、社会民主党議員会から提案理由の説明をお願いします。

村石委員

今、地方議会に求められているのは、議員によるいろいろな条例提案や計画、要綱などの策定です。

なぜかといいますと、今まで多くは市長部局というか執行機関から、条例提案や、総合計画などのいろいろな計画が出されています。

市民はもっと多様な意見を持っているので、その意見を聞いた上で、議員みずからが互いに討論をして、条例を提案したり、計画をつくるといったことが、今求められているわけです。

ぜひ政策検討会議をつくったほうがいいと思っています。

副座長

社民党からの提案理由は、まさに議会基本条例にも出てくるとおりのお考え—結構オーソドックスなお考えですね。

続いて、光から提案理由の説明をお願いします。

上野委員

今ほど社民党からも少し説明がありました。が、やはり政策の提言ですとか、市長部局から出てくる議案だけではなく、これからはやはり市民の声などを聞いて、議会側からも新しい提案をしていくことも必要ではないかと私どもも考えています。

実際に、例えば柏市では、出産・育児・介護等検討会のメンバーが女性議員だけといったように、会派を超えた形で構成されています。

このように、新しい、プロジェクトチームに近いような形で運営していくのも一つの手段ではないかというふうに私どもは考えております。それで今回提案させていただきました。

副座長

以上、2会派から提案理由を説明していただいたわけですが、社民党からの説明は次の協議項目である議会基本条例と重なると

ころがあります。

政策検討会議については駆け足で行って、議会基本条例の協議のときにもう一回出てくるかもしれませんが、それを踏まえて進めさせていただきたいと思います。

それでは、各委員からの御意見をお伺いいたします。

佐藤委員

今、副座長からお話がありましたように、議会基本条例に関するという前提ではあるのですが、今任期の新たな議会改革のテーマとして、昨年度の冒頭に幾つか掲げさせていただきました。

そのときに、私どもから提案した大変多くの項目の中の、政策検討会議についても、昨年度中に議論をしていただきましたので、2年目に改めてこのテーマが他会派から上がってくるとは思っていませんでした。

昨年度から何度も申し上げますが、もともと我が会派としては、市民の目線から見て、富山市議会はこう変わっていくということが、しっかりとわかるような形にしていきたいと思っています。

その1つのテーマとして政策検討会議一要するに、議会が二元代表制の中で、市民目線でどのような市民の福祉向上につながるのかという一政策的に時期がまだ早いかもしれませんが、かつてあの問題が起きて、

本当に一丸となって、もっと議会が市民の目線に近いところになろうということで、こども医療費助成についても、全ての会派で市長に申入れをしたという1つの前例をつくった経緯もあります。

そろそろ議会として一致して、政策提案ができる議会になろうではないかということで昨年度提案をさせてもらったのですが、さまざまな議論を一今もですが、個々人なのか会派なのかわかりませんが、主義・主張を一生懸命言うだけです。

折れるところは折れながら、また、認め合うところは認め合いながら、市民目線で一步踏み込んで政策提案ができるような、そういう議会に成長していこうという決意のもとで、柞山座長から、今年度はまだ議論していない項目などについて優先順位をつけて提案してほしいとのことでしたので、私どもは議会のBCPの策定や大学とのパートナーシップ協定について上げさせてもらいました。

ですから、昨年度1年間議論をして、さらに今年度こういった政策提言という意味でいうと、例えば各常任委員会でもそういったことができるのではないかという思いを持って私は今年度臨んだつもりです。

昨年の議論のときにも、今の常任委員会では、政策提言はできないのではないかとい

ったいろいろな議論がありました。いや、そんなことはない。提言するつもりでしっかり努力していこうということでやってきたわけです。

私ども一私個人としても、昨年から一歩踏み込んで、この政策検討会議について、今もう一回改めて議論しようといった思いにはなっていないというのが結論でございます。

副座長

公明党の意見は、政策検討会議については、既に議論した上で、委員会をしっかりと充実すべきだということですので、社民党が提案する政策検討会議とは、ステージが若干違うところがあると思います。

光の提案は、公明党の意見と比較的合致するようなどころがあるかと思えますけれども。

高田 重信委員

政策を提言するということは、私はそんな簡単なことではないと思っています。

政策というのは、予算だとかいろいろなものを含め、これをしっかりやるのだという地盤を固めて、根拠を固めて提案していくものであって、議会としてできるものなのか。

本当の政策というものを一まず議会に予算編成権はないわけです。ただこうやりなさ

いというのは要望ですよ。私たちの会派も各地域において自治振興会と連携をしっかりと図りながら、いろいろな要望を吸い取り、市長に対して平成31年度予算要望などを行っています。

各会派においてもしておられると思いますが、そうした、きちんとした意見を聞きながら要望として出しています。

ただ、本当に政策としてしっかりとやっていくとなれば、予算とかそういうことも含めると、私たち議会側だけで、権限もない中で本当の政策提言という形の一政策を提言するという意味合いを皆さんにもう少ししっかりと深く考えていただければ、これについてはおのずと少し慎重にならざるを得ないというか……。

もともと二元代表制においては、議会側とすれば、当局が提案してきた政策や予算などをしっかりチェックしながら、その実現に向けてやっていく。当局側も市民の皆さんの声をしっかりと聞きながら一市長もタウンミーティングなどをやっておられるわけにありますので、そうしたことを踏まえながらの政策であります。

議会側とすれば、あとは要望という形で出しながら、それを当局がしっかりと受けとめて、では政策としてやっていきたいと思いますということで、予算づけだとかいろいろな、

実現に向けてのきちんとしたステップを踏んでいくわけです。

そういったことを踏まえると、私は政策検討会議という名前自体が必要ないものだと思います。

村石委員 高田 重信委員が言われたように、予算編成権がないから政策提言はできないというふうに、私たちは考えていません。

高田 重信委員 政策の意味合いです。予算も含んで政策だと言っているのです。
そこを勘違いしないでください。

村石委員 はい。
予算を含まなくてもいろいろなことができます。
例えば、富山市空家等の適切な管理及び活用に関する条例です。あれは議会で検討しました。政策というのは、条例であったり要望であったりいろいろなものがあると。例えば、いじめ防止の条例や要綱をつくるのも政策の一つですし、こども権利条約について議員同士で議論してつくるのも政策の一つなのです。
もちろん議会には承認の権限だけあって、予算編成権はありません。それをわかった上で、議会としてやれる政策提言、提案は

多種あるということを御理解ください。

副座長

村石委員、今の意見は最初に言われた提案と若干またステージが一佐藤委員が言われたような、具体的な政策提案のところにおいてきたと思うのです。

高田 重信委員が最初の提案に対して述べた反対意見に対するものでは、ちょっとなかったと思うのですが。

久保委員

まず、私がイメージできないのは、政策検討会議で何を議論するのかということです。そこがわかりません。

例えば、議会改革に関することであれば、このように議会改革検討調査会をつくっておりますし、政務活動費については政務活動費のあり方検討会をつくっております。もちろん常任委員会でもいろいろな議論をされていますし、まちづくりと公共交通対策特別委員会もあります。

このように、今でも必要に応じてテーマが十分に決まっておりますし、議論の形態がこうでなければならぬとなった場合には、議会として取り組んできています。

そういった中で、これが一体何を議論するための会議で、なぜこれを一常設なのかどうかもわかりませんが、常設して一体どうするのかといったこともあり、イメージが

全く湧かない提案でして、私としてはなかなか議論がしづらいです。

さらに、先ほど赤星委員が言われたように、会派というものが同じ政策や問題意識を共有している人たちで組んでいるのだとしたら、まずは会派の中でやったらいいのではないかと。

会派を超えてはだめだということも、どこにも書いてありませんから、賛同される会派でもっと勉強を、研さんを積んでいかれて、例えば議案として提出されるものであれば、そのとおりされればいいのではないかなと。その辺は誰も制限をしていないわけですから。

ただ政策検討会議を突然、何のテーマかわからないけれども、議会として設置するという提案に関しては、私としては全く一どう議論していいのかもわからないというのが率直な思いです。

ですので、政策検討会議を設置しますと言われたら、今のところ必要ないと言いたいところではないというところではあります。

副座長

これは私の判断で補足しますと、村石委員はこういうことを言われたかったのだと思うのです。

要は、当局に先んじて、議会側が当局以上に政策を提案していくと。そのレベルでの

政策検討会議をつくるべきだというふうに一先ほど総合計画というふうなお話もされていたと思うので、そこまでのしっかりとした政策検討会議をつくるべきだというふうな意図で言われたのではないかと思うのですが、そうではないですか。

村石委員

例えばということだったので一政策というのは、要するに、地方自治体の事務に関するようなことです。条例にしろ要綱にしろ計画にしろ、いろいろなものがあるわけで、その中には予算の支出を直接伴わないようなものもあります。

例えば大津市議会などでは、政策検討会議を設置して、皆さんの合議のもとで、ことはこれをテーマに議論していきましようということをやっています。

ですから、ことし1年間かけて、どういうテーマで具体的に意見交換をして、政策提言をしていくのか。そのために政策検討会議を設置してはどうかというのが、社民党の提案なのです。

佐藤委員

冒頭からちょっとボタンのかけ違いがあるのかなと危惧したのは、私どもが去年提案したときも、議会基本条例で政策検討会議を定めているところが幾つかありました。しかし、そうではなく、議会基本条例とは

別に、例えば今回の資料にありましたが、柏市や和歌山市などのように、議会基本条例を制定していなくても—今の村石委員の話聞いたところ、私と同じ思いだということがわかりました。

例えば、今年度は厚生委員会において、歯科口腔条例について検討しました。このように、いわゆる理念条例ではなくて政策条例を検討できるような場を設置できないかという意味で、議会基本条例とはもともと切り離して、今回のテーマにしてはどうかという提案を昨年度にしました。

先ほどと重なりますけれども、急には当然できないけれども、こういう議会になればいいですねということで昨年度は提案をして、議論をしました。

これについては、もう少し時間をかけて、もっと議会全体が一ちょっと時期尚早かなという思いで提案したのですが、それがたまたま今年度もいきなり項目として上がってきたものですから—あくまで長期の課題だというつもりで昨年度は提案しました。今年度、各委員会などで政策条例のようなものについても取り組み、根本的な二元代表制—予算編成権云々といったところまで踏み込むことは、現実的にはなかなかできません。

ですから、副座長、申しわけないのですが、

議会基本条例とは切り離れたところへ、また戻してもらったほうがいいのかなという気がします。

副座長

そうですね。

逆に戻すとなると、佐藤委員が先ほど言われたように、前回協議したものと同じステージに立って、また同じ議論の繰返しが起こってしまいます。

それでは会議として幼稚なので、それを踏まえて大島委員、お願いします。

大島委員

そこまで言われるとちょっと言いにくいのですが。

佐藤委員はことし7月の本調査会において大学とのパートナーシップ協定という、非常に貴重な御提案をされています。

その際に、新たな条例制定や政策提言など、議会の政策形成や立案機能等の充実・強化を図るために大学の持つ人的・物的資源を活用するパートナーシップ協定を結ぶことで、より質の高い政策提言が可能になるといった効果があるというふうにおっしゃっています。

これは非常に、私も同感なので、例えば平成29年4月の改選前に、全会派でこども医療費の無償化を提案しました。これがある意味、政策を提言したということです。

そのときは、予算が全くないにもかかわらず、市長は全会派で言ってこられたのであれば、これはぜひやりたいというか、やらざるを得ないというふうなことで、市が動いたわけです。

ですから、予算がなければ議会は何もできないということではないというふうに私は思っているのですが。

それを要望と捉えられるのか、政策提案と捉えられるのか、それはまた別の形ではないかなと思うのです。

議会の役割というのは、予算がつかないから政策提言ができないということではないと思います。

また、佐藤委員とちょっと違うのは、協議項目の（３）に行ってしまうんですが、議会基本条例の中でこの政策検討会議を位置づけたいという思いとは、ちょっと違うということをお伝えしたいと思います。

高田 重信委員 政策ということの大枠で考えると、政策を提言するというか、予算は政策の中に含むものだと言っているのです。

先ほど、全会派で要望したと言われましたが、それは政策ではないと私は思っています。あくまでも一つの市政のあり方だとか方向性といった中で、しっかりと要望した上で、政策としてしっかりと捉え、予算を

つけてやっていくのは、やはり私は当局なり市長の権限だと思います。

政策の捉え方も考え方も違うかもしれませんが、私はそのように思っています。

政策提言という言葉だけで、あまりにも軽々しく捉えてしまいますと、議会の立場として、ちょっと行き過ぎるところがあるのかなと思います。

副座長

今の高田 重信委員の意見に対して首をかしげる方もいるのですが、高田 重信委員も議会基本条例について大変勉強しておられまして、そこに出てくる政策検討会議の趣旨に沿った流れを今説明されたものと私は理解しています。

政策検討会議についての皆さんの話は、階層が相当違うところがあるので、これ以上議論しても、前に進まないと思います。

逆に、次の項目である議会基本条例について協議していくほうが、より実りある議論ができると思いますので、この政策検討会議についての議論はここまでにいたします。今、大島委員からも意見がありましたが、議会基本条例の中の一つとして、もう一回議論するというので、次の項目に入らせていただいてよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

副座長

それでは、協議事項3番目、議会基本条例についてであります。

これはほぼ全ての会派といたしますか、今回は公明党は提案しておられないのですが、本来は、一番最初に提案された会派だと思っています。

まず、それぞれの会派から提案理由及びこの議会基本条例に対する現時点での考え等をお伺いしていきたいと思います。

それでは、まず自由民主党から提案理由の説明をお願いします。

久保委員

提案理由の説明ということで、自民党としては、もともと、本当に議会基本条例が必要なのかと。議会改革をしていく上で、議会基本条例がなければできないのかどうかという視点を持って提案をしました。提案理由の説明だけですかね。それに基づく結論まで……。

副座長

結論まで言ってください。こういった立ち位置なのか。

久保委員

その中で、自民党としてはその提案後も、各条例を全て読み上げて、議会基本条例に賛成・反対両方の立場の講師の方を招いて勉強会を開催し、あるいは会派として政務活動費を使ってそういった研修会にも参加

をしながら、議会基本条例が本当に必要なかどうか、検討を続けてきた結果、会派として一定の結論が出ています。

会派としての一定の結論は、この議会基本条例はなくてもいい。つくる必要は、現状ではないのではないかと。

特に、今の議会基本条例の議論においても、最大の争点は、やはり議会という一つの塊で、皆さんは議회를主語にできるかどうかということです。

富山市議会の中には、まだまだ、それよりも議員がとか、そういったことを主張される方も大勢いらっしゃいます。

そういった中で、もうこの議会基本条例はそぐわないと。それはだめなことではなくて、議会という全体の合議の機関というものを今の富山市議会の一既存の議会基本条例では網羅できないということで、逆に足かせになるのではないかという懸念があるということです。

あとは、本調査会で協議してきた中には、タブレットの導入であったり、BCPの策定であったり、こういった皆さんの一定の理解を得て、必要だということで一致した政策もあります。

議会基本条例について平行線の議論をするよりは、このような皆さんの合議が得られたものを、より推進していくことが議会改

革につながっていくというのが、我が会派の最終的な結論でありまして、これ以上の議論は、今後必要ないという立場であります。

副座長 次に、社会民主党議員会から提案理由の説明をお願いします。

村石委員 久保委員の発言に関して1つ言いますと、議会基本条例……

副座長 村石委員、提案理由と立ち位置についての説明をお願いします。

村石委員 提案理由ですね。失礼しました。
社民党会派は、議会基本条例を制定すべきと主張したいと思います。
議会基本条例にはいろいろな条項があるのですが、特に大事にしたいのは、議会の活動原則です。それには、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させることなどがあります。
2つ目には、議員の活動原則ということで、議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互の自由な討議を積極的に行うこととあります。
3つ目には、市民参加ということで、市民の方に多く参加してもらい、市民の声を反

映していく。もちろん専門的な、大学の先生も含めてです。

4つ目には、市長との関係ということで、議員は会議における討議に資するため、市長に対し資料の提供を求めることができるということなどがあります。

したがって、議会や議員はどういうことをしなければいけないのか。あるいは、市長等との関係—市長等というのは職員も含めてですが—そういうことをしっかりと規定する必要があると思います。

そして、議会基本条例は、必ず実行し、反省をして見直していくことが必要だろうと思います。

議会改革にとって、議会基本条例は必要なものであると思います。

副座長

次に、日本共産党から提案理由の説明をお願いします。

赤星委員

議会基本条例を制定することは、富山市議会の規範とすべきルールを定めることです。議会には、議決権という、自治体の法律である条例、予算決算、主要な計画、執行権限にも及ぶ驚くべき権限が与えられていることを自覚し、議決責任の再確認、説明責任の確認、議員間討議で問題をえぐり出し、住民の福祉の増進のために、よりよい方策

を発見していくことが求められています。そして、独善性を排除するために、調査・研究や住民との意見交換、例えば議会報告会などです。そうした多様な機関による住民参加の実現が必要です。この点については、専門家の先生から、富山市議会の住民参加はまだゼロですねという厳しい御指摘もいただいております。

富山市議会としての基本理念、活動原則、合意形成や政策形成について、住民参加、そのための条件整備などを議会基本条例に定めることは、住民にとっても議会改革の到達点がわかり、議会の見える化の大きな一歩となるものです。

特に、あの前代未聞の政務活動費の不正で、14人もの議員が辞職という不祥事を起こした富山市議会であるからこそ、真に反省して再出発したというのなら、どういう議会を目指すのかを、住民に対しても誰に対しても、明確にするものが必要不可欠だと考えております。

このことから、再度、重要案件として、議会基本条例の制定を提案するものです。

副座長 次に、会派 誠政から提案理由の説明をお願いします。

尾上委員 我が会派から、議会基本条例を平成30年

度に検討すべき事項として上げさせていただいたのは、これについては、意見が一致しないということで、ずっと引っ張っていたからです。

先ほど久保委員からも発言がございましたが、制定する、しないということをここである程度決めて、制定するという結論になればそれに向けて一本調査会で長く話をしているとしても、なかなか一検討すべき事項もたくさんありますので、それはまた別に議会基本条例の制定に向けた場を設けなければいけないと思います。

制定しないのであれば制定しないで、通常なら議会基本条例の中に盛り込んであるようなものでも、別に検討すべきものも出てくるかもしれないということで、上げさせてもらっています。

我が会派としては、先ほどから御意見もありましたが、今の段階では制定するべきではないというふうに考えております。

もう少し—それこそ先ほどの話ではないですが、今のところ、議会として一致団結して、何かができるような状況にないのではないかというふうに思っております。

今後またと言うと、おかしな話になるかもしれませんが、私は議員たる者、議会基本条例がなくてもできるというのが普通だと思っておりますので、議会基本条例は必要

ないというふうに考えております。

副座長 次に、光から提案理由の説明をお願いします。

上野委員 私どもの会派は、議会基本条例を制定する方向で提案をさせていただきました。先ほど何人かの委員の方から発言があったかと思いますが、どういった議会を目指すのかということ言葉を伝えていくことは確かにできますが、それを明文化することは、やはり一つ違うステップなのかなというふうに捉えています。議会基本条例がなくても、確かに私たちは議員として誇りを持って仕事をしていると私も思っていますし、皆さんそれぞれ、そのことを肝に銘じて活動されているとは思っています。ただ、やはり明文化することによって示していくことは、重要ではないかなと思い、今回提案させていただきました。

副座長 次に、日本維新の会から提案理由の説明をお願いします。

金井委員 結論を言えば、議会基本条例は制定すべきだと思っております。私どもの考え方として、地方自治というの

は住民が基本で、その住民の中から議員が選ばれ、議会があると。

先ほどからちょっと出ていますが、会派というのは誰と組んでもよく、規定はありません。

長い間、富山市議会は会派で動いてきましたが、これからは、議会全体で過疎地の問題やいろいろな都市部の問題、あるいは三世代の問題に取り組むべきだという観点から、BCP、あるいは先ほど提案のあった政策検討会議など、いろいろな協議事項について、本調査会は具体的な発言をする場所であって、トップは議会基本条例だと考えています。

ですので、議会基本条例を制定するべきだと思います。

副座長 続いて、最後にフォーラム38から提案理由の説明をお願いします。

大島委員 組織に理念、理想のない—それらを掲げないものには、もう全く進歩はないと思っておりますので、当然、議会基本条例はつくるべきものだというふうに、私は今まで思ってきました。

また前文には、14名が不祥事を起こしたために議会基本条例をつくらざるを得ない、二度とこういうことをさせないためにこの

議会基本条例をつくったということをお願いしてもらいたいと思っています。

先ほど、議会基本条例を制定する必要はないというふうにおっしゃった方がいましたが、制定していない中核市19市の中で、制定しないことを決めた議会があるかどうかを、ぜひ聞いてもらいたいと思います。

また、ことし7月の本調査会で江西副座長は、「市民の皆さんに議会改革が進みましたという看板となるような議会基本条例は決して導入してはならないというふうに私も会派としても認識しております。もし策定するのであれば、スーパー基本条例というわけではないですが、ほかの議会基本条例を圧倒的に凌駕したような、しっかりとした議会基本条例をつくるべきというふうに認識しております」と言われています。

私もこれには同意します。大賛成です。

自民党の提案理由の中では、早稲田大学マニフェスト研究所のために制定していると言われる方もいらっしゃいます。そうであれば、何回も繰返しになります。早稲田大学マニフェスト研究所へ調査の報告をしなければ順位はつかないわけですので、その報告をしないという条件で、ぜひ議会基本条例を制定していただきたいと思います。

副座長

今の島委員の意見は、自分の意見であっ

て、誰も言ったことがない内容を言っています。

大島委員 本調査会の記録にあります、自民党からの提案理由の部分を読んでいただければわかると思います。

副座長 いや、それはないですね。

大島委員 「ランキングアップ以外に見当たらないということが判明した」とあります。

副座長 見当たらないということでしょう。その表現とは違う表現をされましたから。それ以外のメリットが見当たらないという表現をしたにもかかわらず、大島委員は早稲田大学マニフェスト研究会のために制定しているというふうに言葉を置きかえられていました。内容、趣旨が大きくずれていると思います。今言い直されたとおりの趣旨を言ってもらわないと困ります。ここまで言ってもらいましたが、せっかくですので、公明党からもお願いします。

佐藤委員 皆さん御存じのとおり、議会基本条例は、本調査会が設立する10年以上前に、全国的にもこの議会基本条例が議会改革だとい

うトーンで、我が会派が真っ先に、他都市に遅れることなく、我が富山市議会でも検討すべきではないかということ、一番最初に提案させていただいたという経緯がございます。

その一方で、まだ議会基本条例は制定されていないわけですが、昨年度、本調査会において議会基本条例の制定について検討すべきだという項目を上げさせていただきました。

先ほどの政策検討会議の話と重なりますが、今、副座長も言われましたけれども、議会基本条例については検討中であるがために、2年目の今年度に改めて提案しなかったわけです。

いずれにしても、地方自治法の改正等で議会改革が一先ほど来、皆さんも言うておられますように、地方議会の権能といいますか、二元代表制としての使命というのが大きく変わってきました。

そういう中において、大島委員の話にもありましたが、あの大きな問題が起きて、例えば領収書等の公開やケーブルテレビの中継など、これまでも議会改革はいろいろと進んできたと思っています。

もっと言えば、稚拙ですが、広報誌に名前も写真も載せていないなど、そういう時代であったからこそ、議会改革を進めるべき

だという趣旨で提案をさせてもらいました。その中において、富山市議会は大きな課題を市民に提示してしまいましたが、結果的には、議会改革がさらに進んだということは、本当に大きな意義があったと思っています。

そういう中で、今、私自身は議会基本条例の制定を目的とするような一何度も言ってきましたが、そもそも議会改革は、市民の福利厚生や福祉増進のために議会があるという原点に立って、政策立案機能を持つということとこれまでの行政監視機能、この2つが大きくクローズアップされているということだと思います。

ただ議会基本条例を制定すれば、全てがよしというふうに、何となく変わってきているように非常に感じて……。

私は、この件についてはもっと慎重に一今は富山市議会として、市民のための議会改革をもっともっと進めていく、そういった議会に変わっていくことを最重点課題とするべきです。

そういう中において、恐縮なのですが、私どもが最初に提案したときの時代背景と今ここまで議会改革が進んできた一もっと言わせていただきますと、先般、地方自治法のもとで政務活動費の運用の議論をして、富山市議会政務活動費の交付に関する条例

を制定して、その条例のもとで政務活動費の運用指針をつくりました。

しかし、運用指針に書いていないがために、その前提となる条例には、当たり前ですが、我が富山市議会は、会派に対し政務活動費を交付すると書いてあるわけです。旧の運用指針では、あえて個人に交付する政務活動費の使い方……

（「課題と違うことを発言していると思います」と発言する者あり）

副座長 そのまま続けてください。

佐藤委員 要は、私は、議会基本条例を制定しても、それが本当に一市民に簡単に理解していただくために制定したものでありながら、先ほども何度か言われましたが、市民に対して説明責任をしっかりと果たす議会に変わろうというのに一その説明責任を一つ一つしっかりと果たしていく、まずその実践こそが大事であるというふうに思います。この繰返しをしっかりとやっていく、議会改革をきちんとやっていく、これがまず今は大事だというふうに考えております。早急に議会基本条例を制定するかしないかのみを決定する時期に、今はないというのが公明党の結論です。

副座長

今、明確に否定をされたということであり
ます。

ここまで各会派から意見が出ましたが、各
委員からの御意見をお伺いしたいと思いま
す。

高田 重信委員

補足として、先ほど大島委員がスーパー基
本条例という言い方をされましたが、皆さ
んの頭の中にある議会基本条例というのは、
今まで各自治体でやってこられた議会基本
条例で、それがスタンスとしてなってきた
いると私は理解しています。

そのことについては、やはり富山市議会と
して、議会基本条例を一つ一つ変える一議
会改革の要点としては、全く違った観点で
やるべきだと思っていますので、今皆さん
が考えている議会基本条例に対しては、私
も大変反対しています。

ただ、先ほどから言われている、説明責任
だとか、いろいろな形の中で、我が会派が
大きな過ちを犯したことに對しては反省を
しながら裁判を行っているわけです。

そうした中で、やはりガバナンスという考
え方から行くと、まずは議会改革をしっか
りとやりながら、それを実践できる議会に
なってから、初めてこうした条例というも
のに取り組まないと一条例に縛られた中で
動いていくことになるかと、またどこで一先

ほど佐藤委員も言われたように、条例を制定したけれども、やはり過ちがあったわけです。

そうした中で、やはり私たちが今取り組んでいることについては、自民党としても、情報開示ということで積極的に進めながら、それこそ皆さんとの合議の中で、こうした議会改革を進めてきています。

今まで皆さんの頭の中にあった議会基本条例については真っ白にされて、先ほど金井委員も言われましたが、議会改革の中で、決めるべきものは決め、改革を進めながら時期を見て、議会としてのガバナンス、議員としてのガバナンスのあり方をしっかりと検討していくべきで、まだ時期尚早だと思います。

副座長 今、議会基本条例に対して否定的な意見が出たのですが、ほかにありませんか。

高田 真里委員 会派の中でもいろいろな議論があるわけです。
私も、平成28年11月の補欠選挙で当選した初めの、勉強不足だったころは、やはりそういう理念的な議会基本条例はあったほうがいいのではないかと思っていました。しかし、いろいろな本を読み、講師の方を呼び、いろいろな議会へ視察にも行かせて

いただき、話を聞いていくうちに、議会基本条例の制定イコール議会が改革されたというふうに勘違いしてしまうと、とても大変なことになるということで、やはり中身を精査していかなければならない中で、議会基本条例がなければできないものは何一つないという思いに達しています。

例えば、タブレットの導入にしてもBCPの策定にしても、本当に早急に議会としてやっていかなければいけないと私は思っています。

そういう個別にできる議会改革がいっぱいありますので、制定していないとかできていないということではなく、議会改革を着実に進めていくことが先決だというふうに感じております。

押田委員

私も、議会基本条例は富山市議会には今のところ必要ないということを申し上げた上で話をします。

実際、配付資料によると、中核市のうち議会基本条例を制定しているのは35市、制定していないのは19市となっています。しかしながら、先ほど公明党から言われましたように、何か、はやりのように、議会基本条例がブームとなってきたのではないかと思います。

議会基本条例を制定すれば、早稲田大学マ

ニフェスト研究所の議会改革度調査のランキングも上がるし、私たちは議会改革に取り組みましたという気分になれる。そういったところがどこかにあったのではないかというふうに思います。

実際に本調査会では、熊本市、福岡市、下関市を視察してきました。議会事務局の方から否定的な話も聞き、そのような意見がたくさんある中で、他の議会が制定したから富山市議会もという感覚は、まずは捨てましょうということをお願いしたいと思います。あともう一つ言えるのは、自民党や公明党、会派 誠政を除く5会派でもいろいろと勉強会をされたと思います。

江藤 俊昭さんの講演会を開催されたという話は報道などでも聞いていますし、その講演会へ私どもの知り合いが行って話を聞いたところ、議会基本条例がなぜ議会改革につながるのかということのロジックは全く語られていなかったというふうに聞いております。

どうしても必要というような感覚ではなく、議会基本条例を箱物で考えるならば、無駄な箱物行政をつくって、箱の中で何をやりたいのか、今のシステムではできない何かがあるのか。あるならば検討すればいいけれども、仏つくって魂入れずのような状態になるのであれば一先ほど上野委員も言わ

れましたが、議員一人一人が誇りを持ってやっているというのであれば、その誇りを持って、皆さんが議会改革に取り組んでいくということではないかと。魂を込めればいいのではないかとというふうに思います。

改めて言いますが、自民党としては、議会基本条例は、今のところ制定する必要はないと思います。

副座長 せっかくですので、高道議員お願いします。

高道議員 私も議会基本条例の制定については反対したいと思っております。

全体的な話をさせていただきますと、私たちは市民から選ばれています。逆に、皆さんもよくこの言葉を使われたと思いますが、当局とのパイプ役になるとか、皆さんの意見を吸い上げて何かをするとか、質問するとか、もともとそうやって活動されていますよね。

先ほど住民参加がゼロではないかという話がありましたが、実際、ほかの会派の方々は住民の話を聞いて、委員会や本会議といったところできちんと質問をされたり質疑をされていると思います。

ですから、政策検討会議も必要ないと思いますが、議会基本条例につきましては、や

はり全国的にそういう雰囲気の中で、あればいいのか、ないほうがいいのかと言われると、あったほうがいいというのが普通だと思います。

しかし、私の勝手な思いですが、県民性であるとか習慣であるとか、いろいろなことを考えると、今の富山市議会は、いい方向で議会改革も進んでいますし、あえて議会基本条例を制定する必要はないという考えでございます。

舎川議員

私は今回、代理出席ではありますが、皆さん、いろいろと見てこられたわけですよ。そこで、実態はどうなのかというところでちょっと考えていただきたいというふうに思います。

議会基本条例の制定をもって議会改革とするわけではないと思いますし、その他一つ一つの項目を改めて掘り下げていくことが非常に重要だというふうに思っています。先ほど我が会派からいろいろ話をされましたが、私としても、現時点で議会基本条例の制定は必要ないと思っています。

副座長

これで全員の意見を伺ったわけですが、賛成といいますか、議会基本条例は必要だと思う方は4人、反対の方は8人でした。反対の方は、一貫して議会基本条例を全て

勉強した上で不必要だと……

（「5人ではないですか」と発言する者あり）

大島委員 ちよっとすみません。今の賛成・反対のことについてよろしいですか。

副座長 5人です。すみません。
決をとっているわけではないですよ。
賛成の論調ですよ。

大島委員 佐藤委員は、最後には、いまだ決める時期ではないというふうな意見と捉えるわけですが……。

副座長 それは当然理解した上です。
ほかも全員そうです。
誰も強く大きく反対しているというのではなく……

（「それは違う。誠政は制定する必要はないとはっきり言われました。公明党もつくる必要は今はないと言われました」と発言する者あり）

（「意思確認をしてはどうですか」と発言する者あり）

副座長

意思確認をするつもりはなかったのです。
論調を……。

佐藤委員、私の言ったことは違いますか。
地に足をつけた議会改革をすべきだという
ふうな意見で、議会基本条例は今は不要だ
と言われたと私は認識しましたが、違いま
したか。

佐藤委員

副座長が現時点でどういうまとめ方をされ
るのかというところに、私も注目しており
ました。

先ほど来お話しさせていただいているとお
り、昨年も言いましたが、議会基本条例に
ついては、しっかりと慎重に検討すべきだ
というスタンスは変わりません。

そういう意味では、きょう議会基本条例に
ついて協議をして、もう今期中には議論を
行わないということで、今期中において賛
成か反対かというふうに副座長がおっしゃ
るのであれば、非常に難しい表現になりま
すが、今年度の現状では、残念ながら、議
会基本条例を制定するという決定は、なか
なか難しいと……。

どう表現していいかわからないのですが。

副座長

わかりました。

大変難しい状態にあるということですね。

佐藤委員 全否定をする立場では、当然ないということで、昨年も申しましたが、富山市議会に合った議会基本条例というのが……

（「議会改革を進めるということですね」と発言する者あり）

佐藤委員 そうです。
議会改革を進めるという意味では、まずは議会基本条例云々という議論を置いておいて、まずはできることをしっかりとやりましょうというのが現時点での意見です。

副座長 先ほどの佐藤委員の意見の中に、要は、決めたはいいけれども、守らない状態もあると。その状態で、こういった決め事自体に対して、大変慎重な姿勢を私は感じていたわけです。
ですので、当然私はそういうニュアンスを感じておりました。

佐藤委員 副座長も皆さんも理解してくれていると思います。

副座長 尾上委員も今期は、今の現時点では見送りというふうな話をされたわけですね。

尾上委員 明確に必要ないと言いましたが、私として

は、また来年度、再来年度と、議会基本条例が制定されるまでこの議論を延々と続けることが、本当に正しいのかどうなのかというところを少し疑問に思っていました。ですから、大島委員が言われたように、議会改革は議会基本条例を制定することなのかという思いは私にもあります。

大島委員が、一番最初に14人云々ということ盛り込んでもらいたいと言われましたが、私はそれならばなおのこと要らないと思うのです。そうではないだろうと。議会基本条例とは、この議会改革の発端はそうだったかもしれませんが、それとは別物だと思っているのです。ですから、やはりどこかの時期で、制定する、しないという結論を出すべきだと思いますし、それだけではなく、議会改革をもっともっと進めるべきだというふうな意味合いで、議会基本条例は必要ないと言わせていただきました。

副座長

そういう意味で必要ないと言われたということは、もう必要ないということを決めるべきだというふうな意見だということですね。

尾上委員

はい、そうですね。

どこかの時点で決めなければ、延々と議会

基本条例を制定するまでこの議論が続くと、なかなかほかの議論もできなくなるのではないかということ懸念しての……。

副座長 明確な回答をありがとうございます。

久保委員 まず、我が会派としての一定の結論は必要がないということで、これは自民党の意見です。

その中において、今後、本調査会のように全ての会派が集まる協議の場で、これ以上議論する必要もないですし、もっと、皆さんの合意形成が図りやすい項目について、優先して議会改革を進めていけばいいのではないかというのが自民党としての主張であります。

私も確かに、一抹の不安があるのは、真に反省をして出発をしたとか、明文化しなくても議員の誇りを持ってやっているはずだという議論もある中で、2年もたたないうちに、反省のもとでつくってきた運用指針に触れられていないから大丈夫だとか、グレーなものを復活させてほしいとか、こういったことがあります。

これをもっと開かれた形で、誰がどういう主張をされているのかということをもっと伝えていきたいという思いはあります。

明文化しないと難しい方々もいらっしやいますが、そうは言っても、これ以上議論しても平行線であり、全会派が集まって議論する貴重な場においては、もっとほかに進めるべきことがあるということで、これ以上の議論は必要ないというふうに思っております。

(「そのとおり」と発言する者あり)

大島委員 もちろん、議会基本条例の制定は、スタートであってゴールではないので、それは十分御理解いただきたいです。
また、議会基本条例の話をしながら、ほかの議会改革ができないということではありません。当然、並行して話はできます。
もし議会基本条例についての論議をこれで打ち切るのであれば、柝山座長がいらっしやるときにぜひやっていただきたい。きょうはやめていただきたいです。

副座長 ほかに御意見はありますか。

赤星委員 佐藤委員が言われたように、議会基本条例の制定については、確かに公明党が最初に御提案されました。
当時、共産党としても議会基本条例について提案したかったのです。しかし、当時の

富山市議会がああいう状態でしたから、それ以前の段階として、まずは議会基本条例について勉強しようという提案をしましたが、これさえ蹴られました。

ケーブルテレビやインターネット中継ですとか、議会報への一般質問をした議員名や写真の掲載、費用弁償や海外視察の廃止など、こうしたさまざまな議会改革は、政務活動費の不正受給問題が発覚し、議員辞職が相次いだところから急に、反対していた自民党を中心にやろうということではたばたと、できていなかったマイナスがゼロに近づいたというふうに思っています。

ですので、平成28年11月の補欠選挙や平成29年4月の改選があり、今こそ、議会基本条例をみんなで話し合えるテーブルができつつあるというところでは、いろいろな議会改革をできるところから進めながら、大島委員がおっしゃったように、議会基本条例についても、同時に並行して議論して行ってほしいと思います。

本調査会としてせっかく行った視察については、私どももそうですし、ほかの会派からも、もっと近隣で議会改革が進んでいると言われている議会を幾つも提案しました。しかし、それは全く採用されずに、なぜわざわざ議会基本条例を制定していない熊本市議会、福岡市議会へ行き一下関市議会は

議会基本条例を制定していて、いろいろな、大変活発な議会改革を行われていたのですけれども……

副座長 赤星委員、これは今の議論の内容ではないと思います。

赤星委員 そういうことをおっしゃって、議会基本条例は必要ないというのは間違いだと思います。
議論を続けていってほしいと思います。

副座長 赤星委員は今このテーブルに一今急に高まっているというふうに言われましたが、全員の意見は聞いてのとおりです。
それぞれの意見をやはり尊重していただきたいと思います。

佐藤委員 これでまとめていただいて、基本的には継続協議という形で終わってもらえればというのが私の思いです。
ただ、先ほど大島委員が言われましたが、議会基本条例については、今年度、最後にもう一度、柞山座長のもとで、あえて今任期において賛成か反対かを問うのであれば、また持ち帰りたいと思います。
いずれにしても、先ほども述べましたが、本当に議会基本条例の制定の意味一かつて

は、いわゆる議会基本条例という、単にその言葉だけが走り過ぎていました。

今の富山市議会に見合った一根本的にはその条例の名称を変えてでも、議会で一致して何かをできればいいなという思いはあります。

残念ながら、返す返すも、今は議会としてまとまろうという機運が見られないことが、私は本当に悔しいと思っております。意見です。

副座長

私もきょう特段一もともと本調査会は、決をとる場ではなく、協議の結果を議長にお伝えする機関であります。

にもかかわらず、柞山座長のときでなければ決をとるなというような、非常に攻撃的な発言もあったわけですが、私は何もそう言っているわけではありません。

この議論については、概ね、それぞれの意見を皆さんが自分の耳でお聞きいただいたとおりであります。

議会基本条例については、本日、柞山座長は欠席でございますので、これまでの意見をそのままお伝えさせていただきたいと思っております。

これでよろしいですか。

高田 重信委員

1つだけ。座長が、急に、本当に仕方ない

理由で、どうしても欠席となった中で、この調査会として、皆さんがこれだけ話してきたのに、座長がいないとできないといった発言は、私は本調査会を軽視していると思います。

（「そのために副座長がおられるのではないですか」と発言する者あり）

副座長

それは結構です。皆さん、この議論はやめましょう。これ以上、この調査会が割れても仕方ありませんので。せっかく意見を言い合う場ですので……。

今言ったとおり報告させていただくということで御了解いただきました。

これで本日の協議事項は全て終了いたしました。

本日の協議結果につきましては、私から議長へ報告することといたしますので、御承知おき願います。

今年度、委員の皆さんから上げられました案件については、本日で一通り協議されたこととなります。

今年度中に、もう1回開催ということがありますが、これについては座長にも相談してまいりました。

本調査会は、今まで非常に活発な議論ができたことはよかったです。ここで出て

きた議論が、そのまま同じ意見としてまた
請願で上がってきて、それがそのまま再度
本会議に上がってくるなど、この調査会そ
のものの存在について、考えさせられるこ
とが大変多い年度ではなかったかというふ
うに考えております。

そこで提案であります。次回の本調査会に
おいて、今後、この調査会をどうすべきか、
どのような運営をしていくべきかというこ
とを、皆さんそれぞれの会派へ持ち帰り、
御検討いただきたいというふうに思います。

高田 重信委員 今の発言だと、持ち帰って、それを会派で
決めたことを誰に伝える—議長に伝えるわ
けですか。どういうふうな……。

副座長 次回の本調査会で、この調査会のあり方につ
いて、また御意見を伺いたいと思います。
皆さんから意見を伺いたいという座長の思
いもありますので、それでいかがでしょう
か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副座長 それでは、そのようにしたいと思います。
次回の開催日程については、正・副座長で
協議の上、改めて御案内したいと思います。
これをもって、本日の議会改革検討調査会

を閉会いたします。

平成31年1月17日
議会改革検討調査会記録署名

副 座 長 江 西 照 康

署 名 委 員 村 石 篤

署 名 委 員 佐 藤 則 寿